令和８年度１０月期　災害公営住宅　募集住戸一覧

次の災害公営住宅の空き住戸について、入居者募集を実施します。入居対象者拡大により、一般の市営住宅への申込資格を有する方等も対象となりますが、
一般募集住戸については、震災により住宅を滅失した方等の入居申込みが優先します。　なお、裏面の「注意事項」も必ずお読みください。

優先募集住戸

【優先募集住戸について】
優先入居対象世帯（裏面3-（2）参照）に該当する場合に申込みすることができます。また、優先入居対象世帯に該当する場合は、優先募集住戸と一般募集住戸を重複して申込むこともできます。なお、抽選は優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が優先募集住戸に当選した場合は、一般募集住戸の申込みは取消しとなります。

No	地区	団 地 名	階数	建設年度	住宅形態 ※注1	EV ※注2	単身申込 ※注3	家賃月額（目安）（R8年度）※注4	間取りタイプ	駐車場 ※注5	所 在 地
1	平	薄磯 2-207号室	2階	平成26年	集合	○	×	24,600 ～ 48,300	3LDK	○	平薄磯字北ノ作79番地
2	四倉	四倉南 3-401号室	4階	平成26年	集合	○	○	20,800 ～ 40,800	2LDK	○	四倉町上仁井田字矢ノ田10番地の2
3	久之浜	久之浜東 2-603号室	6階	平成26年	集合	○	×	24,100 ～ 47,300	3LDK	○	久之浜町久之浜字川田23番地
	合　計　3　戸										

※ 車いす対応住戸ではありません。

一般募集住戸

No	地区	団 地 名	階数	建設年度	住宅形態 ※注1	EV ※注2	単身申込 ※注3	家賃月額（目安）（R8年度）※注4	間取りタイプ	駐車場 ※注5	所 在 地
1	平	薄磯 2-504号室	5階	平成26年	集合	○	×	24,600 ～ 48,200	3LDK	○	平薄磯字北ノ作79番地
2	平	豊間 4-205号室	2階	平成26年	集合	○	○	19,200 ～ 37,700	2LDK	○	平豊間字榎町202番地の2
3	小名浜	永崎 3-306号室	3階	平成27年	集合・ペット	○	×	26,100 ～ 51,200	3LDK	○	永崎字町田2番地の3
4	勿来	四沢 19号室	－	平成27年	戸建	－	○	19,100 ～ 37,500	2LDK	○	勿来町四沢渋沼10番地
5	勿来	関田 2-301号室	3階	平成26年	集合	○	○	20,100 ～ 39,500	2LDK	○	勿来町関田飯ノ辺前3番地の3
6	四倉	四倉南 1-404号室	4階	平成26年	集合	○	×	26,000 ～ 51,000	3LDK	○	四倉町上仁井田字矢ノ田10番地の2
7	久之浜	久之浜東 1-105号室	1階	平成26年	集合	○	×	24,100 ～ 47,300	3LDK	○	久之浜町久之浜字川田23番地
8	久之浜	久之浜東 2-408号室	4階	平成26年	集合	○	○	19,300 ～ 37,900	2LDK	○	久之浜町久之浜字川田23番地
	合　計　8　戸										

DV被害者世帯優先募集住戸

【DV被害者世帯優先募集住戸について】
裁判所の発する保護命令書の写し等書面によりDV被害を証明できる世帯のみ申込みが可能です。

No	地区	団 地 名	階数	建設年度	住宅形態 ※注1	EV ※注2	単身申込 ※注3	家賃月額（目安）（R8年度）※注4	間取りタイプ	駐車場 ※注5	所 在 地
1	**募集住戸の詳細につきましては、窓口にご相談ください。**										
	合　計　1　戸										

※注1　ペット棟以外でのペット飼育はできません。
※注2　災害公営住宅の集合棟については、全団地エレベーターが設置されております。
※注3　○：裏面 1.共通事項⑵①～④に該当する方は単身で申込み可能
※注3　◎：裏面 1.共通事項⑵①～④に加え、⑤（60歳未満の単身者）に該当する方も単身で申込み可能
※注4　家賃は所得等に応じて決定されます。
※注5　駐車場については、原則、1世帯1台分が確保されており、2台目以上については、駐車場の空き状況により使用できる場合があります。
　　関船団地・内郷砂子田団地は空き状況に関わらず、1世帯につき1台分のみとなります。

申し込み受付期間	令和８年１０月１日（木）～令和８年１０月７日（水） （午前８時30分から午後５時まで）　※　土、日、祝日を除く
申し込み受付場所	いわき市市営住宅管理センター、いわき市市営住宅泉窓口センター
抽　選　日	令和８年１０月１５日（木）
入居資格審査書類提出期限日	令和８年１０月２６日（月）
契約関連書類提出期限日（予定）	令和８年１１月中旬
入居開始予定日	令和８年１２月上旬

裏面の「注意事項」を必ずお読みください。

※注意事項（必ずお読みください）

裏　面

1.共通事項について

⑴ 災害公営住宅の一般募集住戸は、震災により住宅を滅失した方又は震災復興事業により住宅を解体及び移転する方からの入居申込みが優先します。

⑵ 原則として、同居親族（概ね2ヶ月以内に結婚する婚約者を含む）のある方が対象となります。
ただし次の①～④のいずれかに該当する方は、2LDK（2DK）タイプの住戸に限り単身で申込むことができます。

① 60歳以上の方
② 障がい者（身体・精神・知的）で、単身での生活が可能な方
（身体１～４級、精神１～３級、療育Ａ又はＢ判定に該当する方）
③ 生活保護被保護者
④ その他条例で定める方
⑤ 18歳以上60歳未満の方（直近の募集で応募がなかった住戸に限る。）

※ ⑤の方が応募した住戸に、同居親族のある方や上記①～④に該当する方からの応募があった場合には、その方からの応募が優先され、⑤の方の応募は無効となります。

⑶ 原則として、申込みができる住戸は１箇所ですが、下記の優先入居対象世帯については、優先募集住戸と一般募集住戸を重複して申込むことができます。なお、抽選は先に優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が優先募集住戸に当選した場合は、一律、一般募集住戸の申込みは取消しとなりますので、あらかじめご了承のうえで申込みしてください。

⑷ 表面に記載の家賃月額（目安）については、一般申込資格者が入居する場合の目安となります。一般募集住戸に、震災により住宅を滅失し、かつ、収入が著しく低額な方が入居する場合は、表面記載の額よりも低い家賃月額となる場合があります。なお、家賃月額は、世帯の収入状況等により毎年度変動します。

⑸ 入居に際して、入居時の家賃の3ヶ月分を敷金としてお預かりすることとなります。

⑹ 入居中は、毎月、家賃及び駐車場使用料（駐車場使用の場合のみ）をお支払いいただくほか、別途、各団地における外灯や浄化槽管理費などの共益費を、入居者で組織する自治会等にお支払・管理していただくこととなります。

⑺ 災害公営住宅の集合棟（ペット棟含む）については、全団地エレベーターが設置されております。また、駐車場については、原則、１世帯１台分が確保されており、２台目以上については、使用条件を満たした上で、駐車場の空き状況により使用できる場合があります。（※ 関船団地・内郷砂子田団地については、使用できるのは１台のみであり、２台目以降の使用はできません。）

⑻ 戸建住棟に入居する場合は、専用の駐車場が整備されておりますので、駐車場を使用しない場合でも毎月2台分の駐車場使用料をお支払いいただくこととなります。

2.一般募集住戸について

⑴ 災害公営住宅の一般募集住戸は、震災により住宅を滅失した方又は震災復興事業により住宅を解体及び移転する方からの入居申込みが優先します。

⑵ 震災により住宅を滅失した方又は震災復興事業により住宅を解体及び移転する方については、申込時の必要書類が一般申込資格者の方とは異なりますのでご注意ください。また、震災により住宅を滅失した方又は震災復興事業により住宅を解体及び移転する方については、優先募集住戸に申込むことはできません。

⑶ 震災後から入居申込みまでの間に、公営住宅（災害公営住宅及び復興公営住宅を含む）に入居していたことがある方は、震災被災者として申込むことはできません。（一般市営住宅の入居要件を満たす場合は、一般申込資格者として申込むことができます。）

⑷ 災害公営住宅の一般募集住戸は、震災により住宅を滅失した方又は震災復興事業により住宅を解体及び移転する方からの入居申込みがなかった住戸について、一般申込資格者（重複申込者を含む）の抽選を行います。

⑸ 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者世帯は一般募集住戸にお申込みいただけます。

3.優先募集住戸について

⑴ 次の１～５の優先入居対象世帯については、優先募集住戸に申込むことができます。また、一般募集住戸を重複して申込むことも可能です。（必ずしも重複して申込まなければならないわけではありません。）なお、抽選は先に優先募集住戸から行いますが、重複申込みをした方が優先募集住戸に当選した場合は、一律、一般募集住戸の申込みは取消しとなりますので、あらかじめご了承のうえで申込みしてください。

⑵ 優先入居対象世帯については、次の表のとおりです。

	対象世帯	世　帯　要　件
1	ひとり親世帯	母子・父子世帯（20歳未満の子を扶養している配偶者のない方の世帯）。
2	子育て世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養している方の世帯。
3	老 人 世 帯	申込者が60歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方で構成される世帯。
4	障がい者世帯	身体障害者手帳（1～4級）・精神障害者保健福祉手帳（1～3級）・療育手帳（A又はB判定）を所持している方がいる世帯。（単身の場合は単身での生活が可能な方。） なお、車いす専用住戸の募集の場合は、身体障害者手帳（1～4級）を所持し、日常生活において、常時車いすを自ら操作し生活することが可能な方（常時介護を必要とする方は、介護できる同居親族のある方）がいる世帯が対象。
5	DV被害者世帯	書面によりDV被害を証明できる世帯。詳細は窓口にご相談ください。